

「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る 検討会の目的及び検討の進め方

1. 経緯・目的

（災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの策定）

- 平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、環境省では、平成 25 年 6 月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（以下、「旧ガイドライン」という。）を策定した。
- 旧ガイドラインでは、災害時に飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することの重要性を指摘した。

（人とペットの災害対策ガイドラインへの改訂）

- 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、平成 30 年 3 月に旧ガイドラインを「人とペットの災害対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）として改訂した。
- ガイドラインでは、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預かりをはじめ、広域な支援体制や支援の在り方について、これまでの災害時における事例と共に解説した。

（人とペットの災害対策ガイドラインの改訂に向けて）

- 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の経験を踏まえて、避難所生活におけるペット飼養体制の整備や防災関連部署間の連携体制の強化、地震以外の災害（水害、津波、森林火災、火山、島嶼部災害）、季節による対応の違い等、今後の災害時対応に備えることが必要。
- 今般、有識者から成る検討会を設置・開催し、ガイドラインの改訂に向けた検討を行う。
- ガイドラインの改訂にあたっては、「能登半島地震における被災動物対応記録集」の作成過程で抽出された課題等も踏まえ論点を整理し、具体的な検討を行う。

2. 改訂にあたっての留意点

ガイドラインの改訂にあたっては、以下の事項に留意する。

- ① 能登半島地震への対応を通じて抽出した課題への対応
- ② 防災基本計画等の防災施策体系との整合及びそれを踏まえた内容の充実
- ③ 今後発生が想定される大規模地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）や、地震以外の災害（水害、津波、森林火災、噴火等）等を視野に入れた対応
- ④ 動物愛護管理行政の担当部署だけでなく、災害対応を担う関連部署に対する普及
- ⑤ 記載内容を分かりやすくする工夫 等

3. 検討の進め方（予定）

令和7年

10月29日（水） 第1回検討会（本日）

12月1日（月） 第2回検討会

12月下旬～1月上旬 第3回検討会

令和8年

2月 第4回検討会 ガイドライン改訂（案）の提示

3月 ガイドライン改訂